

2019 7/9

No.2094

毎月第2・第4火曜日発行

政経 かながわ

一般社団法人
— 神奈川政経懇話会 —



平塚市浅間町の平塚八幡宮(宅野順彦宮司)で6月25日、「夏越(なごし)の大祓(おおはらえ)」に合わせて半年間のけがれをはらう「茅(ち)の輪くぐり」が行われ、境内にある「つるみね幼稚園」の園児や保護者約150人も神妙な表情で大輪をくぐり、無病息災を祈った。



contents

視点・点描	3
差別根絶条例制定の意義	

農 業	4
緑豆でバングラデシュ農家支援 ユーグレナ、ロヒンギャ難民も	

経 済	8
規制改革推進体制の再構築を 7月末に迎える設置期限	

くらし2019	10
どう防ぐ子どもの薬誤飲	

アジアの風	12
コンビニが照らすアジアの夜	

NNAアジア経済レポート	13
--------------	----

神奈川景気データファイル	14
--------------	----

神奈川景気データファイル	15
--------------	----

事務局だより

◇2019年7月定例講演会
7月29日(月)午後1時30分～
3時
ホテルモントレ横浜3階「ビク
トリア」
講師は明治大学特任教授の金
子隆一さん
演題は「人口減少社会の実相
～日本の課題と挑戦」

【お知らせ】 神奈川政経懇話会ではホームページ (www.kanagawa-seikon.jp) に会員コーナーを設けました。新商品の紹介、地域貢献活動、人事などジャンルを問わずさまざまな情報を掲載します。問い合わせは事務局 ☎045(226)2121。

視点 点描



差別根絶条例制定の意義

川崎市が、あらゆる差別を禁止し、根絶を図る「差別のない人権尊重のまちづくり条例（仮称）」の素案を公表した。全国で初めての違反した場合は「50万円以下の罰金」という刑事罰がついた差別根絶条例案だ。

ヘイトの法規制を巡っては、過度な規制は憲法で保障された表現の自由を損なうという意見が常に

つきまとう。確かに、街頭での誰かの意見表明に対して規制が行われることを想像すると、そうした反対意見はもつとも聞こえる部分もある。

だが、考えてほしいのは、在日コリアンが多く住む川崎市では、これまでたびたび、そこで暮らす人々を「標的」としたヘイトデモが行われてきたということだ。

ネット時代のヘイトはSNSでさらに拡散、増幅され、浴びせられるヘイトは今まさに人々の人権を侵害している。一度でもヘイトデモの現場に足を運べば、その異常さにすべての人が驚くと思う。そんな現状に目をつむって、表現の自由について、いわば机上の議論を重ねて結論を待つことは許されないと感じるはずだ。

今回の条例案は、禁止される差別的言動の定義を明確にした上で、運用面でも市の勧告、命令に従わない場合に罰則を適用する仕組みとし、恣意的判断を避けるための審査会の設置も盛り込まれた。人権擁護と表現の自由が両立するよう検討を重ねた上で出されたもので、今後、パブリックコメントを実施した上で、12月の市議会にかけ、成立すれば東京五輪前の2020年7月に全面施行される。

川崎市は長い間、在日コリアンをはじめとするさまざまなアイデンティティーを持つ市民が共生してきた歴史を持つ。差別根絶条例案は、その川崎だからこそ生まれ、全国に先駆けるものになった。人権が毀損^{きそん}されている現状の改善を出発点とし、一步を踏み出したといえる。

もちろん、罰則付きの条例ができたからといって差別がなくなるわけではないし、表現の自由とのせめぎ合いは今後も出てくる。それでも差別のない社会は全ての人の願いのはずだ。施行までのステップ、そして条例の運用を通じて議論を重ね、市民が反差別への知見を深め、意識を高めていくことが、条例制定の一番の意義になるのだと思う。

（神奈川新聞社川崎総局長

和城 信行）